

公社等見直し実行計画の取組状況

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性（H21.3）	1
1 福島県土地開発公社	2
2 （財）福島県青少年育成・男女共生推進機構	4
3 （財）福島県観光物産交流協会	6
4 （財）福島県農業振興公社	9
5 （社）福島県林業公社	12
6 （財）福島県きのか振興センター	16
7 福島県道路公社	18
8 （財）福島県下水道公社	22

平成 21 年 6 月

福島県行財政改革推進本部
（公社等外郭団体見直し部会）

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（8団体）	
1 現行の実行計画（H20.3修正）を修正する公社等（4団体）	
公社名	見直し方向性
福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討
(財)福島県青少年育成・男女共生 推進機構	今後の施設の改修や収支状況等を踏まえた青少年会館のあり方の検討
(財)福島県観光物産交流協会	「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組の実行
福島県道路公社	償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し
2 現行の実行計画（H20.3修正）を継続する公社等（4団体）	
公社名	見直し方向性
(財)福島県農業振興公社	「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(社)福島県林業公社	「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県きのこ振興センター	産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社のあり 方等の見直し
(財)福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社のあり方等の抜本的 な検討・見直し
主体的・自立的な見直しを進める公社等（10団体）	
公社名	見直し方向性
(財)ふくしま自治研修センター	研修部門の更なる充実と調査研究支援部門の定着に向けた主体的な 取組の実行
(財)福島県文化振興事業団	「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県国際交流協会	「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(財)福島県産業振興センター	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県栽培漁業協会	「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(財)ふくしま市町村建設支援機構	「再生計画」(アクションプログラム)の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
関与等指針の対象から除外する公社等（2団体）	
公社名	理由
福島県住宅供給公社	平成21年3月31日解散
(財)福島県自然の家	平成21年3月31日解散

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県土地開発公社	担当組織名	企画調整部土地・水調整課
-----	-----------	-------	--------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】 「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組み

「福島県土地開発公社経営方針」(平成 21 年 3 月改正)に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

【目標 2】 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討

継続事業の状況や関係機関の動向を踏まえ、今後の組織体制を検討する。

【今後の在り方の骨子】(平成 17 年 3 月 25 日公社等外郭団体見直し部会決定)

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制へ合理化を進めていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

1 目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

オ 観光施設事業の用に供する土地

カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ク 航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するために特に必要な土地

二 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

三 前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第一号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第二号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設及び公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

進 行 管 理 体 制

企画調整部土地・水調整課を中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】 「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組み

1 適正な債権管理

ア 土地開発公社を設置する地方公共団体への国の支援策を活用するためにまとめた「公社経営健全化計画」に基づき、着実な土地の処分を行った。(県：H21.3) 【計画どおり実施】

経営健全化の期間等：県の委託により先行取得した用地(総額約164億円)を、平成18年度から5年間で、県が起債措置による再取得を行いながら、公社の経営の健全化を推進する。

平成20年度の実績：福島県農業総合センター用地(約24億円)

(平成18～19年度実績：福島空港公園 約63億円)

イ 本宮市工業等団地造成事業に係る未収金について、県の指導・協力のもと、本宮市の償還計画に基づき、債権の着実な回収を行った。(約6億円)(公社：H21.3) 【計画どおり実施】

引き続き、「公社経営方針」に基づき、適切な経営に努めるとともに、「公社経営健全化計画」等により着実な債権回収を図る。

経営方針の実施期間：平成18年度から概ね5年程度

経営方針の基本的な方向

- (1) 主体的・自立的な公社経営の確立
- (2) 業務量に応じた組織体制の確立
- (3) 償還計画の適切な進行管理と着実な回収
- (4) 効率的な資産運用と経費の節減による健全経営の確立

償還計画

福島県農業総合センター用地(平成20年度～平成22年度)

本宮市工業等団地造成事業(平成19年度～平成32年度) ほか

【目標2】 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討

1 事業の進捗状況を踏まえた取組み

ア 常磐自動車道に係るあっせん事業については、早期開通の方向性が示されていることから、早期かつ円滑な用地取得を図るため、県及び関係町からの派遣職員を増員した。(県・公社：H21.4)

【情勢変化に即応し実施】

イ 土地取得造成等事業については、関係機関の協力のもと、いわき四倉中核工業団地の分譲を進め、銀行借入金の返済を着実にを行った。(公社：H21.3) 【計画どおり実施】

2 今後の組織体制の検討

早期開通の方向性が示されている常磐自動車道に係るあっせん事業については、用地取得困難案件に対する土地収用法適用への対応等業務量の増大に応じた適正な人員・組織を整備するため、「公社経営方針」を一部修正した。(公社：H21.3) 【情勢変化に即応し実施】

引き続き、債権の回収に努めるとともに、今後も、各事業に関係する機関と調整しながら、着実な事業進捗を図る。

また、債権管理の状況等を踏まえながら、引き続き今後の組織体制について検討を進めることとする。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県青少年育成・男女 共生推進機構	担当組織名	生活環境部青少年育成室 人権男女共生課
------------	---------------------------	--------------	------------------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】青少年会館のあり方の検討

今後の施設の改修や収支状況等を踏まえた青少年会館のあり方について、公社と出資者等から構成される検討委員会により検討を行う。

【目標 2】経営計画の着実な実行

経営計画に基づく新たな取組みの着実な実行並びに定期的な経営計画の評価及び検証を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 福島県青少年会館を設置及び管理運営し、並びにこの会館を青少年活動に関する集会、宿泊その他の用に供すること。
- 2 福島県男女共生センターの管理運営を行うこと。
- 3 青少年及び男女共同参画に関する講演会及び研究集会を開催すること。
- 4 青少年及び男女共同参画に関する調査、研究、資料の収集及び図書刊行等を行うこと。
- 5 青少年の健全育成及び男女共同参画社会の形成のための事業を行うこと。
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

進 行 管 理 体 制

公社と県等（出資者）により構成される検討委員会を立ち上げ、青少年会館のあり方を検討する。

公社と県等（出資者）による「経営計画評価委員会」により、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】青少年会館のあり方の検討

1 青少年会館のあり方の検討（公社 21年度）

平成20年度

ア 「財団のあり方並びに青少年会館及び男女共生センターの将来展望」についての検討を行うため、公社内に「将来展望検討委員会」を設置し、検討の進め方や有識者からのヒアリングを実施した。

【主な検討項目】

- ・青少年問題の論点整理
- ・青少年会館の役割や機能

【ヒアリング概要】

- ・青少年問題の現状
- ・青少年会館の役割 等

イ 平成21年3月26日開催の理事会において、平成21年度に公社と出資者（県等）により構成される「検討委員会」を立ち上げ、青少年会館のあり方について検討を行うことが決定された。

21年度の取組み内容

「将来展望検討委員会」の検討を踏まえ、今後の施設の改修や収支状況等を踏まえた青少年会館のあり方について、新たに出資者等を加えた検討組織を設置し、青少年会館のあり方に特化した検討を行い、経営計画に反映させる。

【構成員】予定

公社、出資者、評議員等

【主な検討項目】

- ・利用状況を踏まえた収支計画について
- ・施設の修繕等について
- ・会館の運営方法について

【今後のスケジュール】

21年6月	検討委員会設置、第1回会議
21年7月～22年2月	会議開催
22年3月	理事会にて経営計画（修正版）の決定

【目標2】経営計画の着実な実行

1 経営計画の着実な実行（公社・県等 20年度～）

公社が策定した経営計画に基づき、新たな取組みを着実に実行するとともに、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。

平成20年度

- ・青少年会館と男女共生センターにおいて、施設や事業の共同広報を行うとともに、事業実施にあたっては、共通理念に立った連携を図り、効果的な事業展開に努めた。
- ・経費削減による収支改善のため人件費の削減と新たな利用者の開拓に努めた。
- ・公社と県等（出資者）による「経営計画評価委員会」を設置し、「平成20年度における経営計画の進捗状況」を議題として、平成21年3月19日に第1回会議を開催した。

【一部計画未達成】

21年度の取組み内容

収支改善に向け、一層の経費削減と利用者の開拓に努めるとともに、「経営計画評価委員会」において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県観光物産交流協会	担当組織名	商工労働部観光交流局観光交流課
------------	-----------------	--------------	-----------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

中期事業・運営計画の目標値の実現に向けた取組み

【目標 1】 戦略的な観光誘客促進と県産品振興

インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

【目標 2】 観光施設等の効率的運営

各部門相互の連携を強化すること等により、各営業施設等における収益の拡大を図る。

【目標 3】 経営基盤の強化

人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織運営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 県内の観光と物産の振興
- (2) 国内外からの観光客の誘致促進
- (3) 観光、物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上
- (4) ふるさと産品の開発、育成及び相談指導
- (5) ふるさと産品の普及宣伝及び販売
- (6) 地方公共団体等が所有する観光施設等の管理
- (7) 観光施設等の建設、管理及び処分
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

進 行 管 理 体 制

協会自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを実施する。

- ・協会業務連携会議（常勤役員・各部長で構成）において、随時進行管理を行う。
- ・正副理事長会議、常務理事会（年3回以上開催）において、業務報告を行う。

県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】戦略的な観光誘客促進と県産品振興

1 県外からの観光誘客の促進(協会、平成21年度～)

【一部実施済み】

学校訪問キャラバン、旅行エージェント招聘等を行い、首都圏、九州、北海道等からの教育旅行の更なる誘致を図る。

インバウンド強化のため、海外から旅行エージェントやマスコミ招聘等を行い、特に韓国、中国、台湾等の東アジアからの誘客促進を図る。

浜・中・会津の地域特性を踏まえた各方部・季節ごとの観光キャンペーンを行い、首都圏等からの観光誘客の促進を図る。

福島空港就航先(北海道、大阪)については、旅行エージェント招聘や情報発信等を実施し、観光誘客の促進を図る。

優れた県産品を観光資源として積極的に活用する。

現地におけるオプションツアーに対するニーズが高まっていることから、旅行商品造成・販売の前提となる「旅行業」取得のための研修会を実施するなど、県内観光協会等にその取得を促し、県内観光関係団体の観光ニーズへの対応能力を強化する。

(20年度の実績)

教育旅行の誘致、インバウンドの促進、国内首都圏等からの観光誘客の促進に取り組んだ。

【宿泊旅行統計調査(国土交通省調査)】

・延べ宿泊者数

平成19年 7,516,240人

平成20年 7,589,610人(対前年比1.0%増、全国13位)

・外国人延べ宿泊者数

平成19年 128,490人

平成20年 120,770人(対前年比6.0%減、全国22位)

【外国人ゴルフ客数調査(県観光交流課調査)】

平成19年 58,059人

平成20年 58,047人(対前年比0.01%減)

(今後の取組み)

引き続き上記取組みを推進するとともに、新たに、本県観光の海外ブランド力の強化や福島空港就航先をターゲットとした国内誘客に取り組む。また、観光と物産の連携により首都圏における現地PRを強化し、さらなる観光誘客を図っていく。

- ・ 「福島県東京観光案内所」(八重洲、H21年夏オープン予定)における観光と物産のPR活動
- ・ 「台湾観光プロモーション」(平成21年6月実施予定)等を通じた海外からの観光客誘致活動など

2 首都圏等における販路の拡大及び今後の物産展のあり方検討(協会、平成21年度～)【一部実施済み】

首都圏スーパー、百貨店及び高級料理店等をターゲットとした積極的な県産品の販路拡大・販売促進を図る。

首都圏の流通関係者や各関係専門家のアドバイス等を踏まえ、生産者に各種補助制度の活用を促し、商品改善等を行うことにより、商品力の強化を図り、更なる販売促進に努める。

現行物産展開催場所の維持確保と新たな物産展の開催に努めるとともに、今後の物産展のあり方について検討を行う。

(20年度の取組実績)

首都圏のスーパー、百貨店、飲食店等を訪問し、県産品のPR及び商談を行うなど、販路開拓及び販売促進に取り組んだ。

- ・ キャンペーンの実施件数
スーパーマーケット2件、外食3件
- ・ 商談会の開催
商談対象数 41社 64商品
商談成立数 18社 24商品

(今後の取組み)

生産者の商談代行により、首都圏のスーパー、百貨店や高級料理店において県産品の販路拡大を図るとともに、物産展開催事業においては、特に地下催事開催増に取り組むほか、隣県との新たな物産展の開催に向けて取り組んでいく。

【目標2】観光施設等の効率的運営

- 1 営業施設間の連携(協会、平成21年度～) 【今後の検討事項】
観光物産館と浄土平レストハウスにおける仕入価格の見直しや各種企画催事の連携調整など観光三団体統合のメリットを発揮することにより、集客の増加と着実な収益の拡大を図る。
- 2 営業施設と観光(部)との連携(協会、平成21年度～) 【今後の検討事項】
浄土平レストハウス及び天鏡閣の観光施設については、観光部との連携によりエージェン等への働きかけ等を行い、更なる誘客促進を図る。

(今後の取組み)

連携の具体策について検討し、各施設の集客の増加と収益の拡大を図っていく。

【目標3】経営基盤の強化

- 1 人件費・業務費の削減(協会、平成21年度～) 【今後の検討事項】
業務量を踏まえた適切な人員配置に努めるとともに、業務内容の徹底した見直し・精査を行い経費の削減に努める。
- 2 柔軟な組織運営(協会、平成21年度～) 【一部実施済み】
教育旅行や国際観光など専門性の高い事業分野について、協会内に委員会を設置し、民間事業者等の意見を踏まえながら、戦略性のある効果的な事業執行に努める。
会員制度を活用して、県全域からの要望や情報収集を行い、事業内容に反映させるとともに、会員数の増加に努め、協会運営の一助とする。

(20年度の実績)

将来的に自主性、主体性と効率性を備えた健全な法人経営を確立するため、平成21年3月、中期事業・運営計画を策定した。

教育旅行事業や国際観光事業について、協会内に推進委員会を設置し、民間事業者等と連携しながら、効果的な事業執行を図った。

(今後の取組み)

平成21年3月に策定した、中期事業・運営計画に基づき、計画の着実な実行を図るとともに、協会自らが主体的に進行管理する中で評価、検証を行っていく。

業務内容の見直し・精査による経費の削減に努めるとともに、民間事業者等との有機的な連携を図りながら、より効果的な事業執行に努める。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県農業振興公社	担当組織名	農林水産部農林総務課
-----	---------------	-------	------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】第三次経営合理化計画に基づく取組み

第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（18 年度末で約 481 百万円（見込み））を平成 23 年度末までに約 351 百万円（ 130 百万円）に縮減する。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

【目標 2】長期保有地の処分

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地等とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関すること。
- 2 農業構造の改革に資する事業に関すること。
- 3 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関すること。
- 4 特定鉱害復旧事業等に関すること。
- 5 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝

進 行 管 理 体 制

農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成 19 年 3 月 27 日策定）については、計画策定に関係した農林総務課、農業振興課、農業担い手課及び農業振興公社において進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的の実施し、必要に応じて県が助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】第三次経営合理化計画に基づく取組み

累積欠損金を平成19年度から平成23年度末までに130百万円縮減

〔累積欠損金の縮減実績〕

(単位：百万円)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	備 考
実行計画	26	26	26	26	26	130	
実 績	29	24					
実績(累計)	29	53					

平成20年度実績については、見込みの数値(以下同様)

1 経費の節減(公社)

実行計画の内容	実績
5年間、役職員年間支給総額を年間約5,000千円ずつ削減	約4,687千円節減
事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減	約2,239千円節減
定年退職者の補充を嘱託職員を雇用して賄う	定年退職者1名及び自己都合退職者1名の補充について、1名を嘱託雇用、1名を人材派遣社員雇用により対応
5年間、県内日帰出張の旅費(日当)非支給：年間1,300千円節減	約1,983千円節減

【概ね計画どおり実施】

2 収入の確保(公社)

農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約6,900千円の手数料増収を図る
(実績：約8,476千円)

【計画どおり実施】

3 県の助成措置(県)

公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を実施 (実績：約153,255千円)

【計画どおり実施】

【目標2】長期保有地の処分

〔長期保有地の状況〕

区分	H19.3末第三次実行計画 策定時保有面積 a	H20.3末保有面積 b	H20中処分面積 c	H20中増加面積 d	H21.3 末面積 (b-c+d)
開発関連長期保有地	47.6ha	47.6ha	0.5ha	0.0ha	47.1ha
郡山市郡山東部地区	26.9ha	26.9ha	0.0ha	0.0ha	26.9ha
会津若松市大戸地区	9.1ha	9.1ha	0.0ha	0.0ha	9.1ha
相馬市磯部地区	4.0ha	4.0ha	0.5ha	0.0ha	3.5ha
相馬市柚木地区	7.6ha	7.6ha	0.0ha	0.0ha	7.6ha
一般長期保有地(9市町村)	17.4ha	18.2ha	4.3ha	0.9ha	14.8ha
その他の長期保有地	0.24ha	0.23ha	0.03ha	0.0ha	0.2ha
相馬市磯部地区	0.04ha	0.03ha	0.03ha	0.0ha	0.0ha
相馬市和田地区	0.2ha	0.2ha	0.0ha	0.0ha	0.2ha

1 開発関連長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方を検討のうえ早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、引き続き柔軟な対応も検討する。

売渡に当たっては、多額の差損を生じることが想定されるため、これらへの対策について、引き続き関係機関（県、関係市）とも協議しながら処分に努める。

2 一般長期保有地の処分策

市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。

農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。

20年度実績：約1,320万円の積み増し

売渡差損補填の制度（補助金）や引当金の状況を勘案して早期売渡を進める。

3 その他の長期保有地

実質的に処分が完了し、残地（道水路）について処分協議中である。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	社団法人福島県林業公社	担当組織名	農林水産部森林整備課
------------	-------------	--------------	------------

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】森林施業の見直し

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区 分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現 行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し後	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

【目標 2】抜本的な収支改善策の取り組み

材価等が現状で推移した場合、平成80年度時点で、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

《経営改革による長期収支改善策の概要》

区 分	取組内容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等削減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約(割合)を[公社80:土地所有者20]に変更(ただし、市町村有地は[公社90:市町村10]に変更)	106

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 造林又は育林及び伐採に関する事業
- 2 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- 3 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 4 森林、林業に関する普及啓発事業
- 5 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

進 行 管 理 体 制

公社の進行管理委員会において、[改定]第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。

[改定]第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】森林施業の見直し

《平成20年度》

1 [改訂]第2次改善計画分期計画の実行確保(公社)

林業公社経営改善進行管理委員会で分期計画の進捗状況や推進方策の検討を行い、その結果をもとに理事会において協議し、計画の着実な推進を図った。

【計画どおり実施】

《平成21年度》

1 [改訂]第2次改善計画分期計画の着実な実行確保(公社)

ア 林業公社経営改善進行管理委員会で分期計画の進行管理を行い、その結果をもとにさらに理事会で協議し、計画の着実な実行確保を図る。

イ 林業公社経営改善進行管理委員会ワーキンググループで分期計画の進捗状況や推進方策の検討を行い、着実な実行確保に向けた対策を講じる。

2 次期分期計画の策定(公社)

[改訂]第2次改善計画分期計画の着実な実行を図るため、次期分期計画(平成22~25年度)を平成22年2月に開催される理事会において決定する。

3 施業基準の見直し(公社)

経済性に配慮しつつ、公益的・多面的機能が高度・持続的に発揮される健全な森林の整備を目指し、施業基準の見直しを行う。

【目標2】抜本的な収支改善策の取組み

1 公社管理費等の節減等(公社自らの改善策)(公社)

ア 人件費等管理費の節減

職員数の抑制(H13:17名 H20(計画12名):11名)や職員給料等の縮減等により、管理費を縮減

年 度	20年度節減額	21年度節減額
計画額(A)	34,118千円	35,842千円
実績額(B)	43,050千円	-
(B)-(A)	8,932千円	-

注: H13年度の実績額(職員給与・旅費)を基準として、これに対する当年度支出額との差で積算している。

【計画どおり実施】

イ 森林施業の合理化

近接する団地での施業などの合併発注による諸経費の節減

区分		発注件数		経費節減額	
		20年度	21年度	20年度	21年度
計画(A)	集約前	500件	460件	19,000千円	18,000千円
	集約後	270件	250件		
実績(B)	集約前	421件	-	19,168千円	-
	集約後	162件	-		
(B)-(A)	集約前	79	-	168千円	-
	集約後	108	-		

【計画どおり実施】

ウ 立木販売等の増収対策

保育間伐事業での間伐木を積極的に販売

区分		収入確保面積		間伐収入	
		20年度	21年度	20年度	21年度
計画(A)		90ha	100ha	4,500千円	5,000千円
実績(B)		129ha	-	4,525千円	-
(B)-(A)		39ha	-	25千円	-

【計画どおり実施】

エ 無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金を積極的に活用

区分		資金活用対象面積		資金活用額	
		20年度	21年度	20年度	21年度
計画(A)		893ha	830ha	50,571千円	46,868千円
実績(B)		1,296ha	-	57,400千円	-
(B)-(A)		403ha	-	6,829千円	-

【計画どおり実施】

オ 借入金利負担の軽減化

平成19年度で低利な借換制度が廃止された。

(参考) ~ 年度借換額累計による利子負担軽減額：4,251,893千円(累計借換額:9,605,434千円)

2 繰上償還等の実施(県の支援による改善策)(県・公社)

平成19年度で繰上償還制度が廃止された。

(参考) , 繰上償還に係る最終利子負担軽減額：3,426,198千円

《平成21年度》

計画なし

ただし、第2次改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成22年度以降に林業公社と日本政策金融公庫との協議による借入金の全額繰上償還について、支援を検討することとされている。

3 分収造林契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）（公社）

《平成20年度》

市町村有地に係る分収造林契約変更

市町村議会議決を得られていない関係市町村への協力要請を継続して行ったものの、該当7町村議会の議決を得るには至らなかった。

【計画未達成】

一般土地所有者に係る分収造林契約変更

契約件数	契約変更計画件数	契約変更済件数
2,932	1,068	765

【計画未達成】

（参考）分収造林契約変更の実績

全契約件数	H20年度までの契約変更済件数	契約変更未達成件数
2,932	1,030	1,902

《平成21年度》

市町村有地に係る分収造林契約変更

市町村議会議決に至らなかった市町村に対し、引き続き協力要請を行う。

該当市町村数：7町村

一般土地所有者に係る分収造林契約変更

土地所有者を対象に、説明会の開催や戸別訪問を実施することにより、契約変更を推進する。

契約変更対象件数：19～20計画未達成分 926件
21計画分 976件 計 1,902件

《公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要》

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採までの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間（契約変更前）は60年間で、伐採後の売却収益を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが予想される。

公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県きのこ振興センター	担当組織名	農林水産部林業振興課
-----	------------------	-------	------------

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取り組み、平成23年度までに公社の在り方等の見直しを行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

財団法人福島県きのこ振興センター寄附行為における事業内容

- (1) きのこ類の振興に必要な栽培、加工及び流通に関する情報の収集と提供
- (2) きのこ生産者の栽培技術の向上を図るため専門的かつ高度な技術の普及指導
- (3) きのこ生産者相互の栽培技術向上のための意見交換の場の提供等、技術交流の促進
- (4) きのこ種菌及びきのこ類生産の原材料の検査及び検定
- (5) きのこ類の需要拡大を図るためのイベント開催
- (6) きのこ種菌の増殖及び供給
- (7) きのこ類の振興に必要な原種菌の保存
- (8) きのこ類の新しい栽培技術、原材料、生産資・機材及び新品種による生産の実証
- (9) センター施設の管理運営に関する事業の委託
- (10) その他きのこ類の振興のために必要な事業

進 行 管 理 体 制

農林水産部において関係部局との調整を適宜行いながら進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標】産地化促進実施計画等の推進と公社等の在り方等の見直し

《平成20年度の実績》

「公社等見直しに関する実行計画」に基づき、以下の事項について取り組んだ。

1 産地化促進実施計画の策定による計画的な産地形成の推進（県、公社）

「産地化」を促進するため、「現地適応化実証試験」や「きのこ類等新産地育成推進事業」を実施しており、きのこ産地化促進検討会議では、進行の判断材料として生産量（発生量）を用いて進行管理することとしている。

新たに県オリジナル品種の栽培に取り組みたい地区などもあることから、「産地化促進実施計画」の見直しの必要性が生じてきている。また、原木栽培は発生まで2年以上かかることから、平成20年6月に予定していた同会議は開催せず、新たな計画を策定するための調査等を進めた。

【一部のみ実施】

2 技術移転の推進（県、公社）

農林事務所主体の指導体制を確立するため、年度別研修計画により、農林事務所への技術移転のための研修を実施した。延べ64回、110名（内訳：林業研究センター主催（延べ5回（9日間）、17名）、きのこ振興センター主催（延べ59回、93名））

【計画通り実施】

3 団体の育成、業務移管の取組み（県、公社）

きのこ栽培が可能な施設（菌床製造施設、きのこ培養施設、きのこ発生施設及びこれらに転用可能な施設）の有無や譲渡又は貸付の可能性を調査した。

【前倒して実施】

《平成21年度の取組み(計画)》

20年度の課題であった「産地化促進実施計画」の見直しを行うとともに、福島県オリジナル品種による産地化の推進と栽培技術の移転を計画的に実施する。また、生産者の組織化とネットワーク化による組織の強化を進め、種菌の増殖・供給ができる団体の育成についても検討するとともに、センターの在り方等の見直しを行う。

- ・「きのこ産地化促進検討会議」による「産地化促進実施計画」の産地見直し及び取組みの進行管理
開催時期：平成21年6月
- ・「平成21年度きのこ類生産技術研修計画」
作成時期：平成21年5月
- ・「組織の強化と団体の育成」に関する打合せ
開催時期：平成21年6月

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	福島県道路公社	担当組織名	土木部道路計画課
-----	---------	-------	----------

見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成21年3月修正）

【目標1】償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理経費を要すること等を踏まえ、償還期限後の管理方法について検討し、その結論を得る。

【目標2】公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

公社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方についての抜本的な検討・見直しを行う。

《定款上の事業内容》

- 1 福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（高速自動車道国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- 2 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を行うこと。
- 3 1号に規定する地域において、料金を徴することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- 4 1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の施設の建設及び管理を行うこと。
- 5 1～4号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 7 1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- 8 委託に基づき、1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、管理すること。
- 9 7～8号に附帯する業務を行うこと。

進 行 管 理 体 制

土木部と道路公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標1】償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る

平成17年度に「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会」において、有料道路事業の事業主体として存続すると決定されたことを踏まえ、平成18年9月に「中期経営計画(18～20年度)」を策定し、計画的な事業の推進や経営体制の効率化に努めることとして、公社内に「経営計画マネジメント委員会」(公社役職員4名、外部有識者2名)を設置し、経営改善を積極的に推進している。

平成20年度においては以下の取組みを実施した。

平成20年度取組実績

1 有料道路事業の利用向上策(公社、県)

地域観光振興と一体となった事業の展開

【計画どおり実施】

磐梯吾妻スカイラインの早期再開通(4月8日)

プール3路線のセット通行券販売(プレミアム付き) 等

観光道路の魅力向上のための景観整備

【計画どおり実施】

スカイライン吾妻八景標柱の立替・整備(3箇所)

レークライン最高点から三湖パラダイスまでの遊歩道整備及び駐車場案内板設置

ゴールドラインばや池遊歩道と入口標柱の整備 等

PR活動による積極的な利用促進

【計画どおり実施】

旅行会社の企画ツアー実施に向けての訪問活動

福島競馬場オーロラビジョンによるPRの実施

オリジナルキャラクターの愛称募集(シャクリンに決定)

関東圏等重点地域におけるラジオスポット放送 等

(1) 交通量

(単位：台)

年度		17	18	19	20
プール制道路	目標		346,258	346,258	346,258
	実績	342,258	330,466	323,312	295,817
スカイライン	目標		128,872	128,872	128,872
	実績	124,872	118,005	127,757	114,558
ゴールドライン	目標		109,439	109,439	109,439
	実績	109,439	105,576	99,012	95,093
レークライン	目標		107,947	107,947	107,947
	実績	107,947	106,885	96,543	86,166
那須甲子有料道路	目標		21,820	21,820	11,212
	実績	21,820	18,017	17,063	7,776
あぶくま高原道路	目標		263,106	281,523	301,230
	実績	245,893	245,631	237,088	215,934

* 那須甲子道路は
H20.9.1無料開放

(2) 料金収入

(単位：千円)

年度		17	18	19	20
プール制道路	目標		386,325	386,325	386,325
	実績	380,147	369,905	363,124	328,533
スカイライン	目標		203,792	203,792	203,792
	実績	197,613	188,556	199,902	179,084
ゴールドライン	目標		81,270	81,270	81,270
	実績	81,271	79,426	73,181	69,872
レークライン	目標		101,263	101,263	101,263
	実績	101,263	101,923	90,041	79,577
那須甲子有料道路	目標		33,995	33,995	16,610
	実績	33,995	31,697	33,009	14,608
あぶくま高原道路	目標		80,835	86,493	92,548
	実績	75,547	75,946	73,433	66,543

花見山での広報活動や旅行代理店等を訪問してPR等を行った他、新たに、プール制有料道路3路線の割引セット券を期間限定で販売し広報宣伝に努めたが、自動車燃料の高騰などの影響が大きく、通行台数はいずれも目標及び前年度実績を下回る結果となった。

- 2 プール制道路の防災対策及び施設更新(公社、県) 【計画どおり実施】
 磐梯吾妻スカイライン霜降地区の現道対策の検討
 プール制道路施設の総点検の実施及び施設更新実施
- 3 その他(公社、県) 【計画どおり実施】
 維持管理有料道路制度導入等の検討
 関係省庁に対する制度改正等の要望

今後の取組み

- 1 有料道路の魅力向上と利用促進(公社、県)
 ・観光有料道路の魅力向上と地域観光振興と一体となった誘客活動により、有料道路の利用増加を図る。
 景観再生整備、施設更新等の継続実施による有料道路の魅力向上
 磐梯吾妻観光推進協議会と連携した誘客活動
- 2 プール制道路の償還期限後の管理方法の検討(公社、県)
 ・観光有料道路の維持管理上の課題を整理し、平成25年に料金徴収期間満了を迎えるスカイライン等
 プール3路線の将来の管理方法等について検討し、結論を得る。
 将来に向けた維持管理上の諸課題の整理
 維持管理有料道路制度も含めた有料道路事業の継続の検討 等

【目標 2】 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

平成 20 年度の実績

平成 20 年度においては以下の取組みを実施するとともに、定期的な検討の場をもつことで職員の意識向上を図り、着実な成果として反映されている。

また、経営計画マネジメント委員会では中期経営計画の平成 19 年度における実施結果を検証・評価し、中期計画目標の達成に向け対策を確認した。さらに、これらを踏まえ、第 2 期中期経営計画（平成 21～23 年度）の策定に取り組んだ。

1 組織及び業務の見直し（公社、県） 【計画どおり実施】

平成 18 年 9 月に策定した「中期経営計画（18～20 年度）」に基づいて、組織及び人員の見直しを行い、効率的な運営に努めている。

給与抑制措置を実施した。（H20～H22 年度）

FF 型組織の導入、職員数の見直し実施（H19 年度～）

人員配置計画と実績 （単位：人）

年 度		17	18	19	20
役 員	計 画	2	2	2	2
	実 績	2	2	2	2
職 員	計 画	23	23	22	22
	実 績	23	23	20	20

2 管理業務の見直し（公社、県）

業務内容、発注方法等の見直しによるコスト縮減

【計画どおり実施】

有料道路料金収受業務体制の見直し実施

社用車配備の見直し実施（H18,19,20 年度 計 3 台減車）

入札方法、随意契約の見直しによる競争性の確保 等

事務経費の縮減

【計画どおり実施】

定期刊行物購読の見直し実施

超勤縮減計画の策定・実施及びエコオフィス推進によるコスト縮減計画の策定・実施 等

今後の取組み

公社運営や組織体制の在り方についての抜本的な検討・見直し（公社、県）

・ 県は、設計積算業務等公社への委託事業の在り方について検討・見直しを行う。

・ 公社が自立的な事業展開を図るために、料金徴収期間の満了後におけるプール制道路の将来の維持管理方法等に関する検討と併せ、組織体制の在り方、必要な人材の確保について検討・見直しを行う。

プロパー職員の規模、育成等の検討・見直し

県派遣職員の規模、組織体制の検討・見直し 等

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

団体名	財団法人福島県下水道公社	担当組織名	土木部下水道課
------------	--------------	--------------	---------

見直しの方向性を踏まえた改革目標（平成20年3月修正）

【目標】 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討
 県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費節減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。

今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、さらなる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 下水道技術の調査・研究
- 2 下水道技術者の養成
- 3 県民に対する下水道知識の普及・啓発
- 4 流域下水道の維持管理業務等の受託
- 5 下水道に係る設計、監理等の受託
- 6 下水道に係る水質分析業務等の受託
- 7 市町村が実施する下水道事業の支援

進 行 管 理 体 制

実施項目1については、土木部において進行管理を行う。

2については、公社において進行管理を行う。

3については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

総括責任者：常務理事（総務）

副総括責任者：常務理事（業務）

公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成20年度の取組実績と今後の取組み

【目標】 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

1 今後の管理方式の検証（県）

ア 二本松処理区における民間一括委託方式の導入

【計画どおり実施】

流域下水道の維持管理業務について、平成20年度から二本松処理区に「民間一括委託方式」を導入した。

また、民間一括委託制度導入に伴い、（財）福島県下水道公社にはこれまで培った技術力やノウハウを活かした履行確認など県のサポート業務を担わせることとした。

〔参考〕

「民間一括委託方式」…性能発注の考えを基に、施設の運転操作、保守点検等の詳細は民間事業者の裁量に任せ、電気・燃料・薬品等の調達及び少額の小規模修繕等も併せて委託する方式。コスト縮減、管理の効率化が期待される。

イ 今後の取組み

平成20年度末に学識経験者及び流域下水道関係市の代表を構成員とした「福島県流域下水道民間一括委託制度評価委員会」を設置した。

今後は、二本松処理区の維持管理業務の民間一括委託に係る評価を行い、他の3処理区への次期導入の課題等、民間一括委託制度の検証を行う。

〔参考〕

民間一括委託の段階的移行

- ・二本松処理区…平成20年度から移行済み
- ・県中処理区 …平成22年度移行に向けた検討
- ・田村処理区 …平成24年度移行に向けた検討
- ・県北処理区 … ”

2 検証内容等を踏まえた検討（公社）

ア 下水道事業の普及向上と理解促進

【計画どおり実施】

市町村職員を対象とした下水道技術者の養成

- ・下水道維持管理研修会の開催 1回 76名参加
- ・市町村下水道事業担当職員研修会の開催
初級研修 1回 8名参加
中級研修 1回 10名参加

地域住民を対象とした普及啓発事業の実施

- ・下水道まつり 各処理区ごと1回開催、延べ入場者数 10,000名
- ・快適生活下水道フォーラムの開催 1回 770名
- ・下水道ふれあいバス助成 28校2団体 52台
- ・げすいどう文庫助成 10小学校 207冊
- ・地域下水道まつり支援 12市町 12件
- ・普及啓発活動に係る広報資材支援 5市町 7件
- ・出前講座の実施 4校

イ 今後の取組み

下水道処理施設について、引き続き、民間一括委託方式による「委託の履行確認」及び「県支援業務」に取り組む。

また、下水道事業の一層の普及向上を図るため、下水道知識の普及・啓発事業に取り組むとともに、市町村が実施する下水道事業の支援に努める。

さらに、「民間一括委託制度評価委員会」における検討結果を踏まえ、公社の役割や業務内容に応じた組織体制の在り方、積立金を活用した公益事業の展開等、現行の「中期経営計画」の見直しを前倒して平成21年度に実施するとともに、公益法人制度改革に伴う新たな公益法人への移行についても検討する。

3 組織体制の見直しと新規事業の検討（県、公社）

流域下水道の維持管理業務の民間一括委託方式の段階的移行に伴い、委託業務及び公社が主体的に実施する新規事業の内容に合わせた組織体制としていく。